

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
の一部改正に対するご意見の概要及び県警察の考え方

	ご意見の概要	ご意見に対する 県警察の考え方
1	<p>条例が改正されれば、会社でカメラが設置された被害に遭ったとき、警察に捜査していただけると思うし、会社や学校での盗撮も犯罪になることが広く周知されれば、犯罪を思いとどまる人も増えると思うので、改正には賛成です。</p>	<p>今回の改正案では、盗撮目的でカメラを設置する行為を禁止規定に追加し、盗撮行為の規制場所を会社や学校等にも拡充することとしております。</p> <p>引き続き、条例改正作業を進めさせていただきます。</p>
2	<p>条例が改正されれば、盗撮行為が公共の場所だけでなく、子どもの通学先などでも取り締まってもらえるので、安心して生活できると思います。</p>	<p>今回の改正案では、盗撮行為の規制場所を会社や学校等にも拡充することとしております。</p> <p>引き続き、条例改正作業を進めさせていただきます。</p>